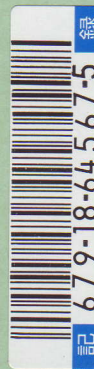


特定記録

広島市南区宇品西一丁目7-12-502

政治団体「広島おさむる会」

様名 前島 修 様



記 679-18-64567-5 録

広島市

監査事務局

世界平和をめざす
水と緑と文化のまち

郵便番号 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 (082) 504-2533 (直通)



7340014

広 監 第 8 3 号

平成30年8月15日

請求人

広島市南区宇品西一丁目7-12-502

政治団体「広島おさむる会」

代表者 会長 前 島 修 様

広島市監査委員 谷 本 睦 志
同 井 上 周 子
同 西 田 浩
同 三 宅 正 明



広島市職員措置請求について (通知)

平成30年月6月28日付け第464号で受け付けた措置請求については、下記理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する住民監査請求の対象要件に該当しないため、却下する。

記

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計上の行為等」という。)の是正又は予防を請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであり、その請求の対象となる行為は財務会計上の行為等に限られるものである。

請求人は、二葉山トンネル掘削工事(以下「本件工事」という。)について、費用対効果が低く、また、文化財保護法及び森林法に違反しており、本件工事は違法又は不当であるから、これに対する公金の支出も違法又は不当であると主張しているものと認められるが、本件工事を含む道路整備に関する決定は一般行政上の行為であり、法第242条第1項に定める財務会計上の行為等に該当しない。